

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などを経営したり農業を営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象になります。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月末日までに申告していただく必要があります。

申告対象となる資産

毎年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの

- ・ 構築物(広告塔、アンテナなど)
- ・ 機械及び装置(ポンプ、大型特殊自動車など)
- ・ 船舶
- ・ 車両及び運搬具(貨車など)
- ・ 工具、器具及び備品(測量工具、ロッカー、パソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)及び自動車

税、軽自動車税の課税対象となっている自動車は対象になりません。

太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備、または10キロワット未満でも事業用の場合は償却資産となり、固定資産税の対象になります。

固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り公正な課税を行うため、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税

太陽光発電設備を設置す

ると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置した場合にはご連絡ください。

◆問い合わせ

税務課課税班
☎(84) 1212



農業委員会委員選挙人名簿登録手続き

農業委員会委員の選挙権及び被選挙権を得るには、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を提出し、選挙人名簿に登録される必要があります。

申請をしないと選挙資格を有していても選挙人名簿に登録されず、選挙の投票などができません。

この申請書は、12月中旬に各地区の農家組合長を通じて配布します。

申請書が届かない場合は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

選挙資格要件

平成27年1月1日現在、

町内に住所を有し、満20歳以上(平成7年4月1日以前に生まれた方)で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 10 a 以上の農地につき耕作の業務を営む方
- ② ①の同居の親族、または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ③ 10 a 以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で年間おおむね60日以上耕作に従事している方

申請書提出先

農業委員会事務局

申請書提出期限

平成27年1月10日(土) ※年末年始、1月10日以外の土曜日、日曜日、祝日を除く。

◆提出・問い合わせ

農業委員会事務局
☎(84) 1242

事業所のみなさん

合同就職面接会に参加しませんか?

町では、東金市・山武市・横芝光町合同就職面接会の参加事業所を募集しています。ぜひ、ご参加ください。

とき 平成27年1月28日(水)
午後1時~3時

ところ 東金市中央公民館

参加費 無料

その他 事前にハローワークへの求人登録が必要です。

◆申込・問い合わせ

産業振興課商工観光班
☎84-1215